

# 令和7年度 第3回益城町地域公共交通会議（書面会議）

## 第1号議案

### 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

#### 計画に申請する事業及び期間

1. 申請事業
  - ・福田地区デマンド型乗合タクシー
  - ・AIオンデマンドバス「のるーとUMEらいん」（追加）
2. 期間 令和7年10月～令和8年9月

#### 概要

AIオンデマンドバス「のるーとUMEらいん」が令和7年10月より本格運行となるため、地域公共交通確保維持改善事業にかかる地域公共交通計画の対象事業を変更（追加）するものです。次年度（令和7年10月～令和8年9月）の運行においても、事業を受託していただいているタクシー事業者様や町内路線バスを運行していただいている路線バス事業者様と調整を行いながら、利便性向上のために検討を行ってまいります。

なお、福田地区デマンド型乗合タクシーに関する内容については、変更ありません。

また、地域公共交通確保維持改善事業の活用にあたり、補助系統の地域の公共交通にける位置付けや補助事業活用の必要性について、本町の地域公共交通計画に記載が必要であることから、益城町地域公共交通計画の一部変更を行います。

#### 補足

申請にあたり、文言や数字の軽微な修正・変更のご指示をいただく可能性があります。修正等については事務局（益城町企画財政課）に一任いただきますようお願いいたします。

#### 添付資料

1. 資料1 地域公共交通確保維持改善事業にかかる地域公共交通計画（修正案）
2. 別添資料① 交通不便地域及び地域間バス路線の接続について
3. 別添資料② 福田地区デマンド型乗合タクシー チラシ
3. 別添資料③ AIオンデマンドバス「のるーとUMEらいん」パンフレット
4. 別添資料④ 益城町地域公共交通会議の検討経過
5. 資料2 補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表
6. 資料3 益城町の将来ネットワークイメージ
7. 参考資料 地域公共交通確保維持改善事業について

## 地域公共交通確保維持改善事業にかかる地域公共交通計画（修正案）

令和7年 月 日

（名称）益城町地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町は、町内の中心部を東西に貫き熊本市へ通じる唯一の幹線公共交通であるバス路線（木山⇄桜町バスターミナル（熊本市））を軸に、路線バスのネットワークが構築されている。

住民生活においては町内の各施設とともに熊本市の総合病院・大規模な商店等が町民の日常生活の重要な役割を担う中で、路線バスは車を運転できない高齢者等を中心に生活に必要な不可欠な交通として機能している。

## 【福田地区デマンド型乗合タクシー】

本町の交通不便地域である、福田地区及び下陳地域においては、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」系統の木山産交バス停、木山上町バス停及び惣領バス停等と地区をつなぐ福田地区デマンド型乗合タクシーを運行している。

令和7年3月末時点、福田地区の高齢化率35.9%、下陳地域は53.0%であり、福田地区デマンド型乗合タクシーは、公共交通サービスを真に必要なとする移動制約者のための公共交通サービスとなっており、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」等へ接続することで、高齢者も安心した生活を送ることができる。福田地区デマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 【A I オンデマンドバス「のるーとUMEらいん」】

本町の交通不便地域である、広安地区および木山地区においては、当該地域を循環する乗合路線バスが令和2年8月から運行していたが、乗務員不足等の理由から令和6年3月をもって廃止となった。

循環線乗合路線バスの廃止に併せて、地域住民の移動手段を確保するため、令和6年1月より路線定期型のコミュニティバス実証運行を実施した。しかし、路線定期型コミュニティバスでは住民の多様な移動ニーズに対応することは難しく、令和6年10月よりA Iを活用したオンデマンドバス「のるーとUMEらいん」に運行形態を変更した。令和7年9月までの実証運行を経て、同年10月より本格運行へ移行予定としている。

のるーとUMEらいんは、A Iの活用により地域住民の多様な移動ニーズに対して柔軟に対応でき、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」等へ接続する形で、生活交通手段の維持・存続に資するものとなっている。

※交通不便地域及び地域間バス路線の接続については、別添資料①を参照。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

【福田地区デマンド型乗合タクシーの利用者数】

1,400人/年 (令和6年度実績:924人/年)

※益城町地域公共交通計画中、「5-3.計画目標の達成状況を測る指標」「指標1:公共交通利用者数」(P28参照)において、公共交通利用者数を算出した方法に基づき算出。

→乗合タクシーの算出方法は下記のとおり

「福田地区の65歳以上の高齢者が週1回の外出時に2%(高齢者の利用率)の人が利用することを見込む。」

$674人 \times 52日 \times 2\% \times 2回(往復) \div 1,400人$

※益城町地域公共交通計画の計画期間については、令和3年4月から令和8年3月までとしているが、計画期間を令和9年3月までに延長する予定。

【A I オンデマンドバス「のるーとUMEらいん」の利用者数】

8,856人/年 (令和6年10月~令和7年6月の実績(9ヵ月間):5,109人)

→のるーとUMEらいんの算出方法は下記のとおり

「令和6年10月~令和7年6月の実績より3割の利用増加を見込む。」

$5,109人/9ヵ月 \times 12ヵ月 \times 1.3 \div 8,856人$

(2) 事業の効果

【福田地区乗合タクシー】

交通不便地域である福田・下陳地域にデマンド型乗合タクシーを運行することにより、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、福田・下陳地域から、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル(熊本市)」等の木山産交バス停、木山上町及び惣領へ接続することで、より広域的な活動が可能となり、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

【A I オンデマンドバス「のるーとUMEらいん」】

対象地域における通院や買い物などの日常生活や地域活動への参加を支えるための移動手段が確保され、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル(熊本市)」等のバス停への接続により町内外のアクセス性向上につながる。

また、交通不便地域の解消とともに、バス利用者増加に伴う地域間バス路線の維持にも寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者への事業説明会やアンケートの実施(益城町、事業者)
- ・広報誌やHPによる公共交通の利用周知(益城町)
- ・便数の見直しや乗り場の新設等、利便性向上についての検討(益城町、事業者)  
(益城町地域公共交通計画 P32.34 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

### 【福田地区デマンド型乗合タクシー】

#### 1. 予定している時刻表（別添資料②を参照）

【福田地区 ⇒ 指定停留所 1 4 箇所】

① 8:30 ② 10:00 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 18:00

【指定停留所 1 4 箇所 ⇒ 福田地区】

① 9:45 ② 11:30 ③ 13:30 ④ 15:30

#### 2. 運行事業者の決定経緯

町内タクシー業者を対象に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項に基づく企画競争実施の承認を得て平成 24 年 7 月 11 日に決定。

#### 3. 運行予定期間

令和 7 年 10 月 1 日～（日曜日、毎年 12/29～翌 1/3 及び祝日は運休）

#### 4. 地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等）

町地域公共交通会議（各交通事業者が委員として参加）において協議し決定しており、各交通事業者間の調整は図られている。また、木山産交バス停～惣領バス停間の既存バス路線との競合については、指定停留所以外で途中下車不可、バス運賃以上の運賃設定により対応している。

※指定乗降場所である「町文化会館前」で「木山上町」、「マシキラリ（惣領交差点）」で「惣領」の地域間バス路線に接続している。

#### 5. 運行予定者

共同運行（熊交観光タクシー株式会社・有限会社光洋タクシー）

### 【A I オンデマンドバス「のるーと UME らいん」】

#### 1. 予定している運行時間

7:00～19:00 ※予約に応じた運行のため時刻表はなし（別添資料③を参照）

#### 2. 運行事業者の決定経緯

当該地域を循環していた路線バスの廃止後、コミュニティバスの実証運行を実施した事業者が引き続き運行。

#### 3. 運行予定期間

令和 7 年 10 月 1 日～（日曜日、毎年 12/29～翌 1/3 及び祝日は運休）

#### 4. 地域内フィーダー系統の補足資料

運行については、益城町地域公共交通会議（各交通事業者が委員として参加）において協議決定しているため、各交通事業者間の調整は図られている。

#### 5. 運行予定者

熊交観光タクシー株式会社

※運行系統の概要及び運送予定者については、表 1 を参照。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

**【福田地区デマンド型乗合タクシー】**

運行に係る費用総額 705 千円のうち、町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

※費用は令和6年度実績額

**【A I オンデマンドバス「のーとUMEらいん」】**

運行に係る費用総額 22,800 千円のうち、町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

※費用は令和8年度予算額

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価
- ・利用者へのヒアリング調査
- ・住民アンケートの実施（他事業アンケートと合わせた形で実施予定）

**7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**

**【地域内フィーダー系統のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

**11. 車両の取得に係る目的・必要性**

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**(1) 事業の目標**

※該当なし

**(2) 事業の効果**

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年6月26日（第1回） 申請内容について議決 ※書面協議の結果を踏まえ記載 ※過去の開催状況については、別添資料④を参照。
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通会議に住民・利用者の代表として町議会・区長会・社会福祉協議会・商工会に委員として参加してもらい、意見の反映を図った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県上益城郡益城町宮園 702

(所 属) 益城町役場企画財政課復興企画係

(氏 名) 山田 大貴

(電 話) (096) 286-3223

(e-mail) fukkoukikaku@town.mashiki.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
益城町	熊交観光タクシー株式会社 有限会社 光洋タクシー	(1) 福田地区デマンド型 乗合タクシー		福田地区		往 km 復 km	291日	904回			区域	②(2)	九州産交バスの木山産交 ～桜町バスセンター運行路 線等と木山上町バス停等で 接続	③
	熊交観光タクシー株式会社	(2) AIオンデマンドバス のるーとUMEらいん		広安地区 木山地区		往 km 復 km	291日	5258回			区域	②(2)	九州産交バスの木山産交 ～桜町バスセンター運行路 線等と木山上町バス停等で 接続	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	益城町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	11196
交通不便地域等	1,843

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
883	福原地域、平田地域(黒石崎含む)、上陳地域、下陳地域	局長指定
960	安永3町内地区の一部、市ノ後地域の一部、木山地域の一部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
益城町地域公共交通計画	2021/3/31	

(1)記載要領

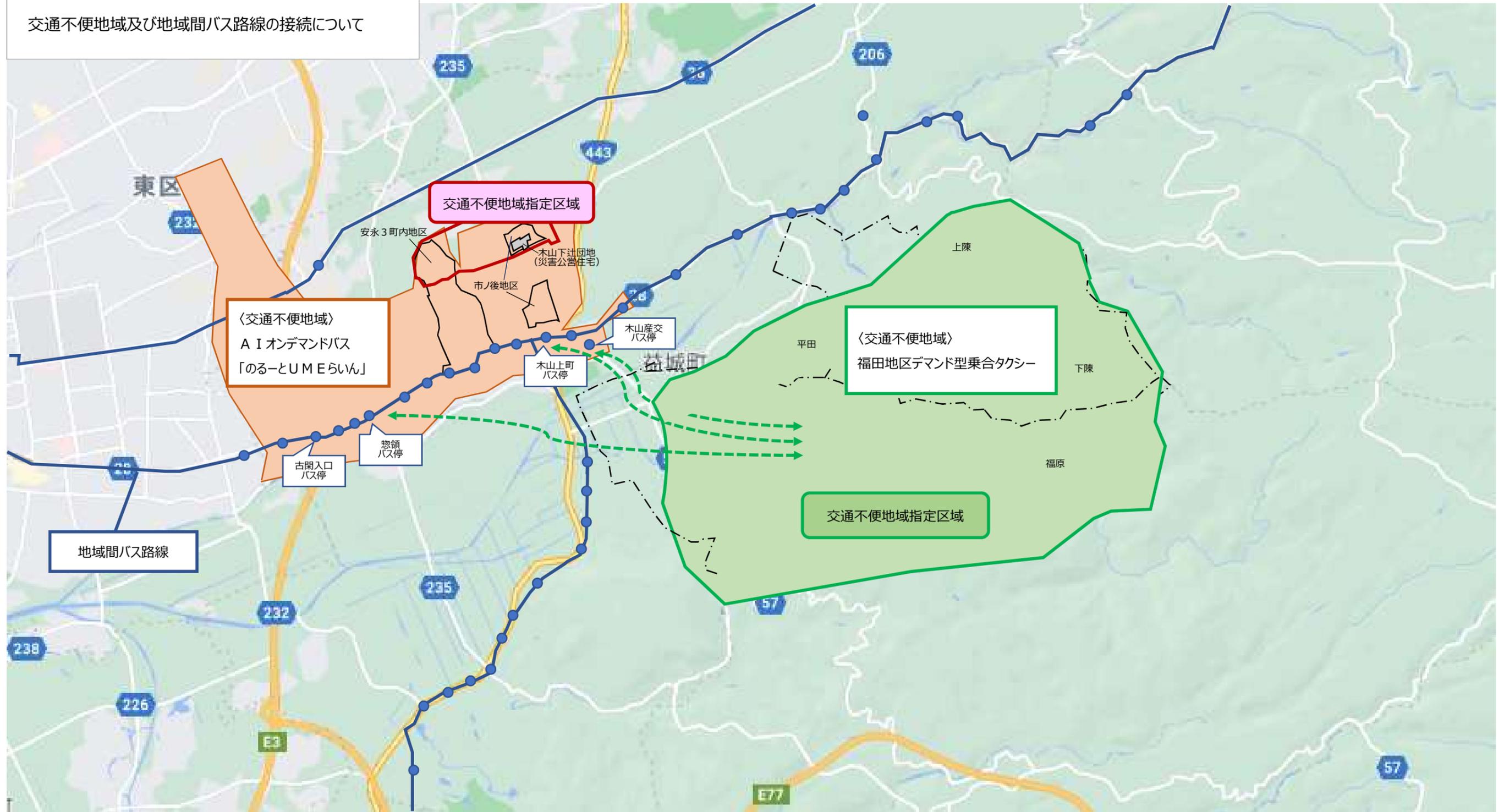
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(益城町)

交通不便地域及び地域間バス路線の接続について



自宅からバス停まで歩かなくていいんです！

# 福田地区乗合タクシー

## 運行内容が変わります！

令和7年4月1日(火)から指定停留所や時刻表、利用料金を変更します。

お出かけ、  
お買い物、通院、  
習い事などに！

### ★ 指定停留所が **13箇所** から **14箇所** に増加！

- ・地域共生センター(新設)
- ・復興まちづくりセンターにじいろ → 木山交通広場
- ・交流情報センターミナテラス → 総合体育館

### ★ 行きを増便し、さらに便利に！

### ★ 各地域から指定停留所までの直線距離に応じた利用料金に変更



迎え可能  
エリア

黒石崎 畑中 谷川 福原 南 内寺 田中 平田上 平田中  
平田下 平田西 平田境 柳水 川内田 北向 下陳 袴野

## 行き先停留所

- ① 木山産交
- ② **総合体育館**
- ③ JAかみましき益城支所
- ④ 文化会館前
- ⑤ **木山交通広場**
- ⑥ 益城町役場
- ⑦ スーパーよかもんね
- ⑧ 上安永バス停留所
- ⑨ 上野添バス停留所
- ⑩ ドラッグコスモス益城店
- ⑪ アタックス黒潮市場益城店
- ⑫ 保健福祉センター
- ⑬ マシキラリ
- ⑭ **地域共生センター** <sup>NEW!</sup>

## 利用方法

### 1 電話で予約

**090-1513-1515**

受付時間：午前6時～午後9時  
運休：日曜祝日、12月29日から1月3日

### 2 自宅等ご指定の場所にお迎え

### 3 行き先停留所まで運行

- ・おひとりからでも利用できます
- ・予約がない時は運行しません
- ・福田の中だけでの移動(川内田から畑中)や停留所以外での乗降はできません
- ・予約の変更、取消は必ず連絡をください
- ・予約された時間にいらっしやらない場合は、やむを得ず出発する場合があります

# 福田地区乗合タクシー

※この面をぜひご自宅等の分かりやすい場所に貼り付けてご利用ください(令和7年4月時点の最新情報です)

利用方法:電話で予約→ご自宅等へお迎え

090-1513-1515

電話受付時間 : 午前6時～午後9時  
行き:第1便のみ前日まで、それ以外は1時間前まで  
帰り:30分前まで



- ・おひとりからでも利用できます
- ・福田の中だけでの移動(川内田から畑中)や停留所以外での乗降はできません
- ・予約の変更、取消は必ず連絡をください
- ・予約された時間にいらっしゃらない場合は、やむを得ず出発する場合があります

## 時刻表 運行日:月曜日～土曜日(日曜祝日は運休、12月29日から1月3日は除く)

(福田→指定停留所)

便名	迎えに来て出発する時刻	予約の時間
第1便	8:30～8:45	前日まで
第2便	10:00～10:15	各時刻の 1時間前まで
第3便	13:00～13:15	
第4便	14:30～14:45	
第5便	18:00～18:15	

- ① 木山産交
- ② 総合体育館
- ③ JAかみましき益城支所
- ④ 文化会館前
- ⑤ 木山交通広場
- ⑥ 益城町役場
- ⑦ スーパーよかもんね
- ⑧ マシキラリ
- ⑨ 上安永バス停留所
- ⑩ 上野添バス停留所
- ⑪ ドラッグコスモス益城店
- ⑫ アタックス黒潮市場益城店
- ⑬ 保健福祉センター
- ⑭ 地域共生センター

(指定停留所→福田)

便名	停留所を出発する時刻	予約の時間
第1便	9:45～10:00	各時刻の 30分前まで
第2便	11:30～11:45	
第3便	13:30～13:45	
第4便	15:30～15:45	

## 利用料金

(単位:円)

出発地	指定停留所			
	①木山産交 ②総合体育館 ③JAかみましき 益城支所	④文化会館前 ⑤木山交通広場 ⑥益城町役場 ⑦スーパーよかもんね ⑧地域共生センター	⑧上安永バス停 ⑨上野添バス停 ⑩ドラッグコスモス 益城店	⑪アタックス 黒潮市場益城店 ⑫保健福祉センター ⑬マシキラリ
畑中、谷川、福原、南、田中、平田下、平田西、平田境、	200	200	300	300
内寺、平田上、平田中	200	300	300	300
柳水、黒石崎	300	300	300	400
川内田、北向、下陳	300	300	400	400
袴野	500	500	500	500

こんな時こそ！  
「のるーとUMEらいん」に乗ろう！

お子さま連れのお出掛けに

子どもを連れてのお出掛けが大変。。  
雨の日でも快適！  
荷物やベビーカーも置ける！

毎日の通勤に

出勤時間に合わせて移動がしたい。。  
事前予約で乗りたい時間の予約もできる！  
予約は6日前から乗車直前までOK！

習い事の送迎に

送迎が大変。。でも1人だと心配。。  
時間に合わせてきてくれる！  
保護者の代理予約で乗車確認ができて安心！

いつもの買い物や通院に

病院が遠くて歩いて行くのが大変。。  
目的地の近くまで行ける！  
必ず座れる！

Q&A よくあるご質問

- Q 予約時に希望した乗り場(降り場)とは別の場所に案内されるのはどうしてですか？  
A 「のるーとUMEらいん」は、状況により希望場所の向かいの乗り場などに案内することがございます。これはバスの現在地や行き先、他のお客さまの予約状況等から、より多くのお客さまをお運びできるようにAI(人工知能)が判断・案内しているためです。
- Q 運行の途中でルートが変わり、遠回りになるのはどうしてですか？  
A 乗合バスとして、1人でも多くのお客さまをお乗せできるよう運行しているためです。運行中も、他のお客さまの予約が入れば適宜ルートが変わり、寄り道を行います。寄り道は、予約確定後にご案内する「遅くとも」の到着予定時刻の時間内で行いますのでご安心ください。
- Q 目の前にバスがいれば予約しなくても乗せてもらえますか？  
A 「のるーとUMEらいん」は予約制の乗合バスです。空席がある場合でもその後、他のご予約のお客さまをお乗せする場合がございますので、乗車をご希望の場合は、必ずご予約いただきますようお願いいたします。
- Q 7時ちょうどに乗車することはできますか？  
A 7時に広崎の営業所を出発し、運行開始となりますので、7時ちょうど予約・乗車はできません。運行時間内であっても、乗り場や予約状況等によって乗車できる時間は異なります。

AIオンデマンドバス『のるーとUMEらいん』

配車予約の方法

乗車の6日前から予約可能！

**方法01 専用アプリで予約**  
(24時間受付)

専用アプリアイコン

Google Play  
でダウンロード

App Store  
からダウンロード

アプリをダウンロードして、初回登録を行ってください。  
※初回登録の方法は表紙面の動画をチェック！

**方法02 お電話で予約**  
(月・土 8:00~17:00受付)  
※日曜・祝日は受付できません。

**080-8513-9630**  
(予約専用)

初回予約時に会員登録を行います。外出先でも連絡可能な携帯電話でのご登録、お電話をお願いします。

運賃・お支払い方法

乗り場から降り場の直線距離に応じた運賃となっております。予約時に下記の運賃をご案内します。

- 乗り場～降り場の直線距離が**1km未満**の乗車 : 100円
  - 乗り場～降り場の直線距離が**1km以上**の乗車 : 200円
- ※小学生は半額、小学生未満は無料です。  
※障がい者料金割引を適用。(産交バス等の運賃区分に準じた割引)  
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のご提示をお願いいたします。
- 運賃のお支払いには、「事前決済」と「当日支払い」の2つの方法があります。
- **事前決済** (アプリで予約時に支払い): クレジットカード®でお支払い可能。
  - **当日支払い** (乗車時にバス内で支払い): 現金でお支払い。
- ※クレジットカードはアプリ上で事前に登録が必要です。クレジットカードでの事前予約は6日前から可能です。  
※車両に両替機はございません。おつりのないようにご準備ください。

**ご利用の注意点**

※小中学生の登下校では、原則、ご利用できません。  
※小学生以下のお子さまのご利用にあたっては、保護者の方からのご予約をお願いいたします。  
※産交バスが運行している区間のみでのご利用はできません。乗車時もしくは降車時のどちらか一方は、必ず『のるーとUMEらいん』専用の乗降場所をご利用ください。  
※乗車希望時間は他の予約状況により、ご希望通りの時刻での予約が取れない場合がございます。  
※道路状況等により、ご案内した乗車・降車時間が変動する場合がございます。

**お問合せ**

- 運行内容に関するお問合せ:  
益城町役場 企画財政課(096-286-3223)
- 運行状況・忘れ物等に関するお問合せ:  
熊交観光タクシー(株)(080-8513-9630)

のるーとUMEらいん『説明会』を随時実施中です！



時刻表なし。あなたが呼ぶと、バスが来る！

予約制乗合バス

令和7年  
4月1日(火)  
改定版！

のるーとUMEらいん

AIオンデマンドバス「のるーとUMEらいん」とは？

従来のバスのように、時刻表や決まった運行ルートがない『予約制の乗合バス』です。予約の状況に応じて、AI(人工知能)が運行ルートを考えながら走行します。

- 運行期間** 令和6年10月1日(火)～令和7年9月30日(火)  
※日曜・祝日、年末年始(12月30日～1月1日)は運休
- 運行時間** 7:00～19:00  
※予約状況等により、予約できない場合があります。
- 運行エリア** 裏面の乗降場所マップをご覧ください。
- 車両/定員** ワンボックスカー1台 / 乗客定員8名



ご利用の流れ

折りたたみ式の車椅子や、ベビーカーをご利用のお客様は、車両後方の荷室に収納することでご乗車いただけます。乗ったままの状態でのご乗車はできませんのでご了承ください。

- 1 呼ぶ**  
専用アプリまたは電話で配車予約
- 2 来る**  
指定された時間に乗り場へ
- 3 乗る**  
運転手に予約番号を伝えて乗車
- 4 払う**  
乗車時に運賃をお支払い！

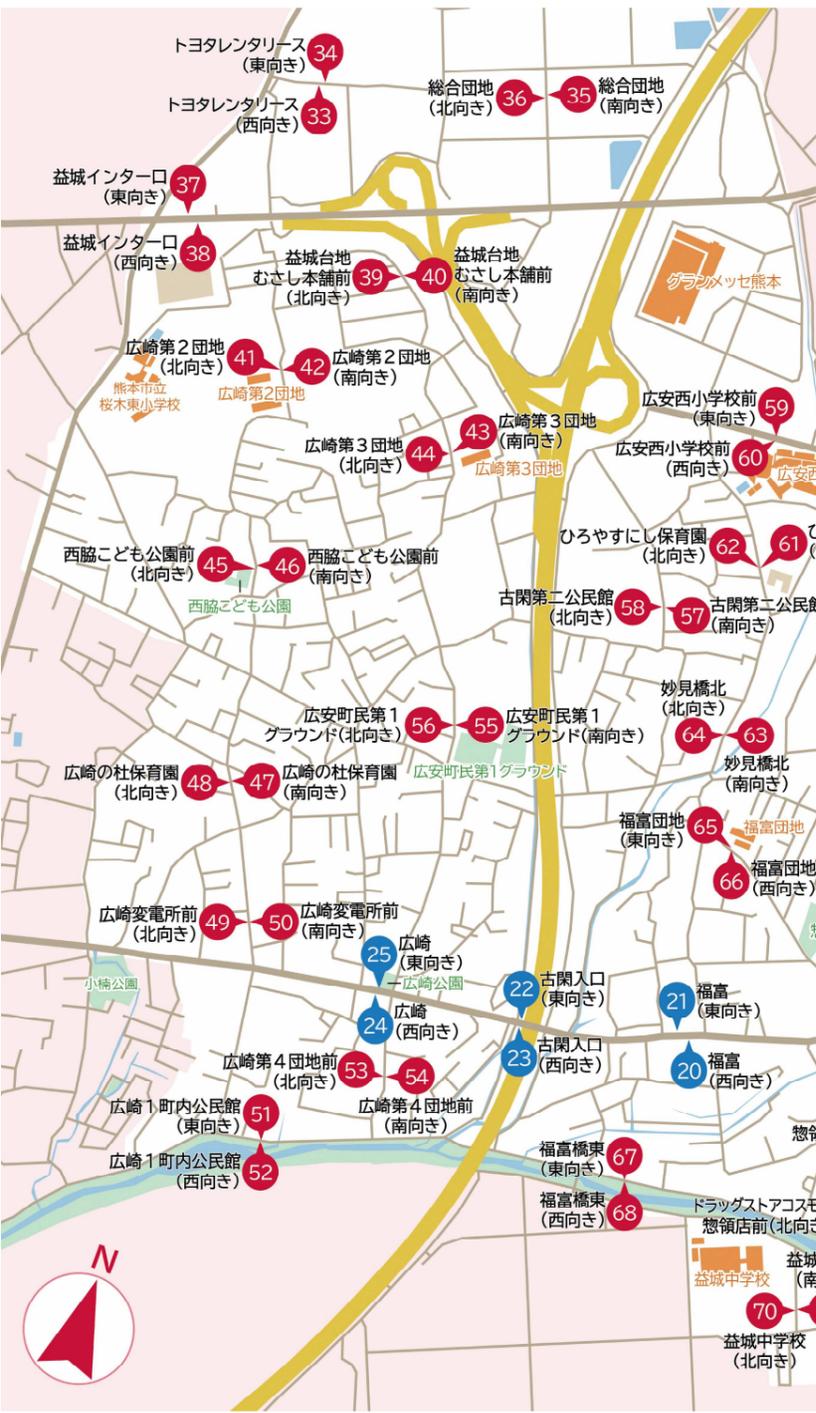
移動して目的地近くの乗降場所に到着！

※指定された時間に乗り場でお待ちでない場合、乗車できません。  
※予約番号は会員登録時の電話番号下4桁

**動画で確認！** ご利用方法を動画で確認できます。

YouTube

- 初回登録  
専用アプリの初回登録方法
- 配車予約  
専用アプリでの配車予約方法
- 乗り方・降り方  
乗降場所でのバスの乗り方・料金の支払い



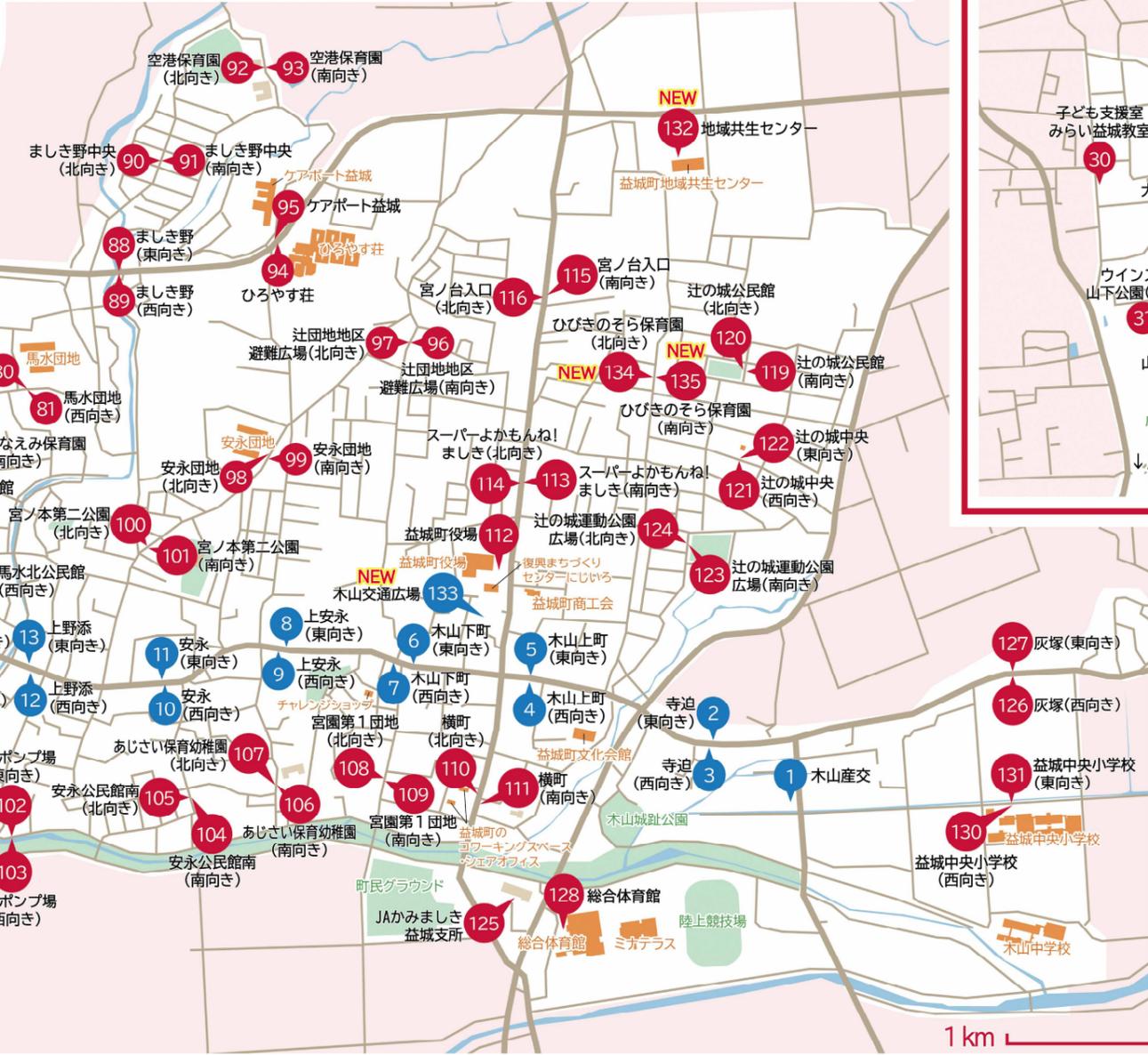
のるーとUMEらいんで出かけよう!

**乗降場所はこのサインが目印!**

# 乗降場所マップ

- 0 : 産交バスのバス停と併設
- 0 : のるーとUMEらいん専用のバス停

※「青色の乗降場所で乗り、青色の乗降場所で降りる」ことはできません。必ず、赤色の「のるーとUMEらいん」専用の乗降場所をご利用ください。



令和7年(2025年)4月1日版

## 変更ポイント

新たに設置 及び 廃止したバス停

- 新設 132 地域共生センター
- 新設 133 木山交通広場
- 新設 134 135 ひびきのそら保育園
- 廃止 117 118 木山下辻団地

1 km

## 益城町地域公共交通会議の検討経過

会議名	日時・場所	次第・議題等
令和4年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和4年6月20日(月) 書面協議 令和4年6月28日(火) 議決	議案 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 木山・広安循環線 夏休み子ども定期券「Kids(キッズ)パス」の適用の承認について
令和4年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和4年8月19日(金)	議案 福田地区乗合タクシー事業の一部見直し(案)について 津森地区乗合タクシー事業の実証事業(案)について 木山・広安循環線「子供無料(大人100円)の日」実施運賃の承認について 「熊本地域乗合バス事業共同経営計画変更内容」について
令和4年度 第3回 益城町地域公共交通会議	令和4年11月22日(火) 書面協議 令和4年11月30日(水) 議決	議案 木山・広安循環線 年末年始特別ダイヤ運行について
令和4年度 第4回 益城町地域公共交通会議	令和5年1月26日(木)	議案 津森地区乗合タクシー事業の本格運行について 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価等について
令和4年度 第5回 益城町地域公共交通会議	令和5年3月17日(金) 書面協議 令和5年3月30日(木) 議決	議案 木山・広安循環線の運行経路変更について 路線バス停留所の廃止および新設、名称変更について 乗合タクシー指定停留所の廃止および新設について 令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について
令和5年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和5年6月16日(金) 書面協議 令和5年6月28日(水) 議決	議案 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 木山・広安循環線 夏休み子ども定期券「Kids(キッズ)パス」の適用の承認について
令和5年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和5年8月10日(木) 書面協議 令和5年8月24日(木) 議決	議案 木山・広安循環線の運賃改定について 「バス・乗合タクシー無料の日」の実施について 乗合タクシー停留所の新設について 熊本市都心部における均一運賃の設定に係る共同経営計画について
令和5年度 第3回 益城町地域公共交通会議	令和5年11月15日(水)	議案 小峯木山コミュニティバスの実証事業について 木山・広安循環線 年末年始特別ダイヤ運行について
令和5年度 第4回 益城町地域公共交通会議	令和6年1月12日(金) 書面協議 令和6年1月24日(水) 議決	議案 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

令和5年度 第5回 益城町地域公共交通会議	令和5年2月19日(月)	議案 木山・広安循環線の廃止について 令和6年4月以降の市街地循環バスの運行について 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について 益城町地域公共交通会議設置要綱の改正および運賃協議分科会設置要綱の制定について
令和6年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和6年6月26日(水)	議案 益城町地域公共交通計画の変更について 地域公共交通確保維持改善事業にかかる計画(案)について
令和6年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和6年8月21日(水)	議案 A I オンデマンドバスの導入について
令和6年度 第3回 益城町地域公共交通会議	令和7年1月16日(木) 書面協議 令和7年1月27日(月) 議決	議案 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
令和6年度 第4回 益城町地域公共交通会議	令和7年2月18日(火)	議案 飯野地区乗合タクシーの実証運行について 福田地区・津森地区乗合タクシー、のるーとUMEらいんの運行内容変更について
令和7年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和7年6月26日(木)	議案 令和8年度地域内フィーダー系統核所維持計画(案)について
令和7年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和7年8月6日(水)	議案 A I オンデマンドバス「のるーとUMEらいん」本格運行について 飯野地区乗合タクシー本格運行について 益城・西原空港ライナーの実証運行について 益城町地域公共交通計画の策定時期変更について

上記に記載している全ての議案は承認されています。

## 益城町地域公共交通計画（最終頁）

赤字が修正箇所です

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

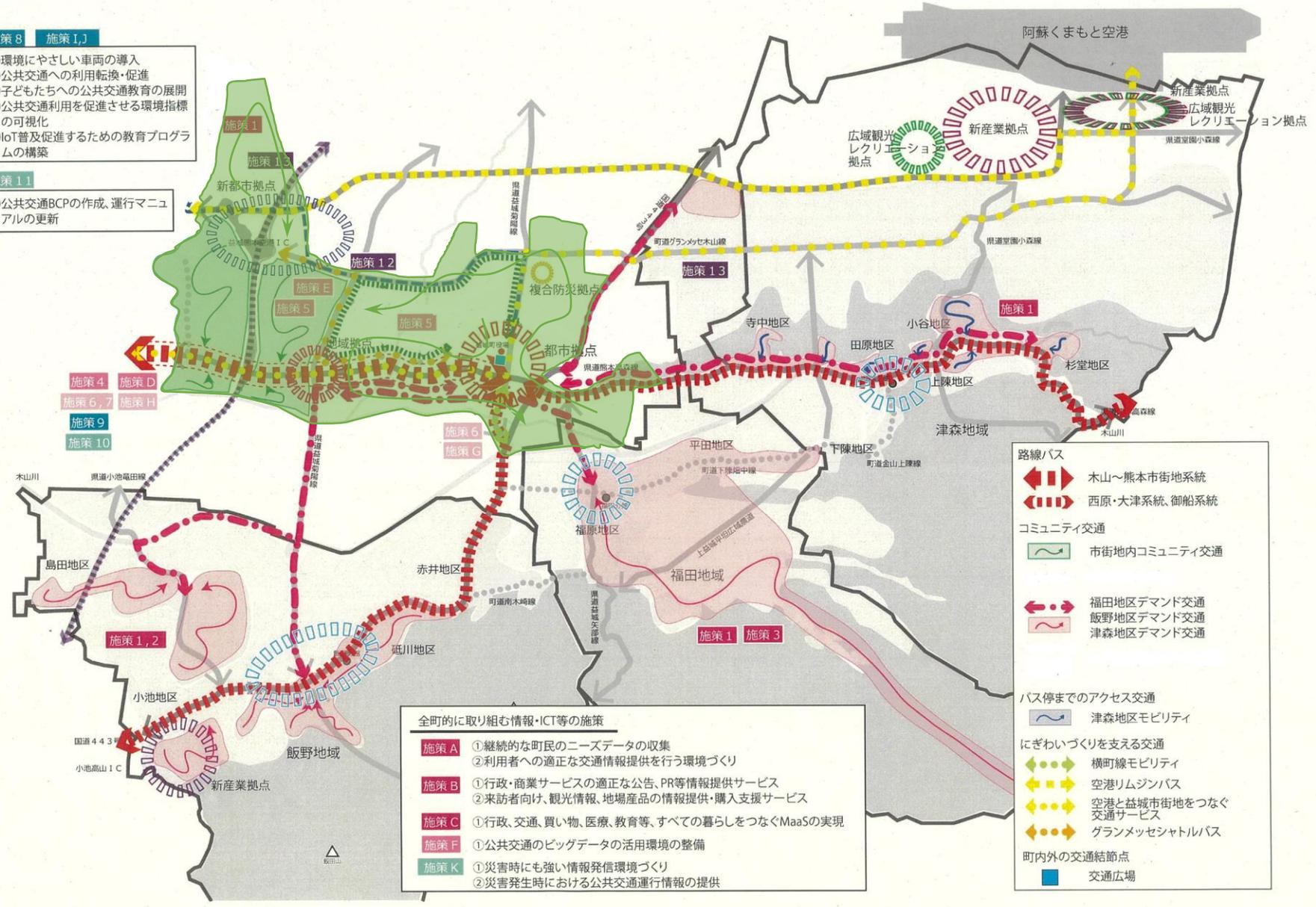
実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
益城町（運行は交通事業者に委託）	福田地区デマンド型乗合タクシー		福田地区		区域運行	フィーダー補助	交通不便地域である福田地区および下陳地域において、高齢者等の通院や買い物等の日常生活に必要な不可欠な移動手段を確保する役割をもつ。 地域間バス路線である「木山⇔桜町バスターミナル（熊本市）」系統の木山産交バス停、木山上町及び惣領バス停と地区を接続する。
益城町（運行は交通事業者に委託）	AIオンデマンドバスのーとUMEらいいん		広安地区および木山地区		区域運行	フィーダー補助	交通不便地域である広安地区および木山地区において、地域住民の日常生活に必要な不可欠な移動手段を確保する役割をもつ。 地域間バス路線である「木山⇔桜町バスターミナル（熊本市）」系統のバス停と地区を接続する。

・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

■益城町の将来ネットワークイメージ

- 施策 8 施策 I,J**
- ①環境にやさしい車両の導入
  - ②公共交通への利用転換・促進
  - ③子どもたちへの公共交通教育の展開
  - ④公共交通利用を促進させる環境指標の可視化
  - ⑤IoT普及促進するための教育プログラムの構築

- 施策 11**
- ①公共交通BCPの作成、運行マニュアルの更新



- 全町的に取り組む情報・ICT等の施策**
- 施策 A** ①継続的な住民のニーズデータの収集  
②利用者への適正な交通情報提供を行う環境づくり
  - 施策 B** ①行政・商業サービスの適正な公告、PR等情報提供サービス  
②来訪者向け、観光情報、地場産品の情報提供・購入支援サービス
  - 施策 C** ①行政、交通、買い物、医療、教育等、すべての暮らしをつなぐMaaSの実現
  - 施策 F** ①公共交通のビッグデータの活用環境の整備
  - 施策 K** ①災害時にも強い情報発信環境づくり  
②災害発生時における公共交通運行情報の提供

- 路線/バス**
- 木山～熊本市街地系統
  - 西原・大津系統、御船系統
- コミュニティ交通**
- 市街地内コミュニティ交通
  - 福田地区デマンド交通
  - 飯野地区デマンド交通
  - 津森地区デマンド交通
- バス停までのアクセス交通**
- 津森地区モビリティ
- にぎわいづくりを支える交通**
- 横町線モビリティ
  - 空港リムジンバス
  - 空港と益城市街地をつなぐ交通サービス
  - グランメッセシャトルバス
- 町内外の交通結節点**
- 交通広場

## 地域公共交通確保維持改善事業 《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》 について

地域内フィーダー系統補助とは・・・

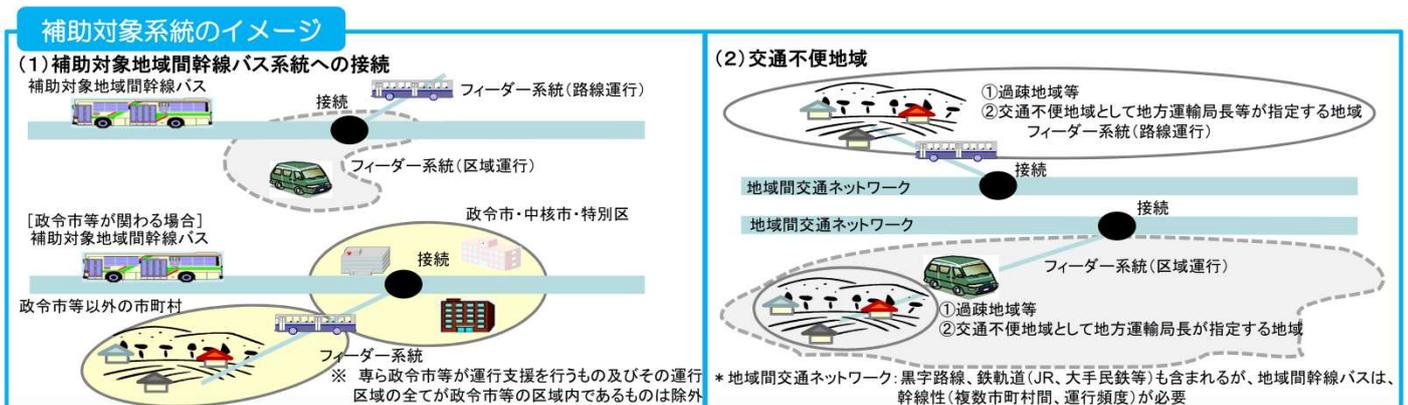
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行についての支援。(国土交通省資料より)

益城町は、「福田地区デマンド型乗合タクシー」に対して、補助申請をしております。  
令和7年10月より「のるーとUMEらいん」が本格運行するため、補助対象事業に追加します。

また、補助の要件に、「交通不便地域の移動確保を目的とするものであること」というものがあり、現在、以下の地区が交通不便地域としての指定を受けています。

### 【交通不便地域】

安永 3 町内地区の一部、市ノ後地域の一部、木山地域の一部、福原地域、平田地域(黒石崎含む)、上陳地域、下陳地域



○令和8年度事業の事業期間：令和7年10月～令和8年9月

補助の申請には、事前に「地域公共交通確保維持改善事業にかかる地域公共交通計画」の提出が必要であり、計画の内容は、「益城町地域公共交通会議」において、承認をいただく必要があります。